

# 2月16日(水)～3月15日(火) 税の確定申告

確定申告期間中は、左ページの日程のとおり申告相談を実施します。

期限内に申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めることになるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。正しく早めに申告しましょう。

なお、不動産、株式(源泉徴収口座を除く)などの譲渡所得がある人は、松山税務署で申告してください。

## 所得税

### 申告が必要な人

- ▽給与や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ▽給与を2カ所以上の事業所からもらっている人
- ▽事業をしている人、不動産収入がある人、土地や建物を売った人などで、平成22年中の所得合計額が基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- ▽平成22年中の給与収入が2千万円を超える人

### 還付申告

申告の必要がない場合でも、次のような人は申告をすると源泉徴収された所得税が還付されます。

- ▽住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる人
  - ▽年末調整を受けていない人
  - ▽雑損控除や医療費控除を受けたい人など
- ※還付を受けるために確定申告をする場合は、給与や退職所得以外の所得の合計が20万円以下でも、これを含めて申告しなければなりません。

## 町民税

### 申告が必要な人

平成23年1月1日現在、町内に住所があり、前年中の状況が次の①～③のいずれかに該当する人です。ただし、所得税の確定申告をした人は必要ありません。

### ●申告に必要なもの

- ①印鑑(認印で可)
- ②税務署から申告書を送付されている人はその申告書

- ① 営業、農業、パート、不動産、配当などの収入があった人
- ② 給与所得以外に20万円以下の収入があった人
- ③ 厚生年金や国民年金などから年金を受給している人

- ③ 給与や年金の平成22年分の源泉徴収票
- ④ 農業、営業、不動産所得がある人は、収支内訳書(収入、経費を必ず集計して来てください)
- ⑤ 社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除を受けたい人は、領収書や支払(控除)証明書
- ⑥ 医療費控除を受けたい人は、支払った医療費の領収書(集計はご自身でしてください)
- ⑦ 還付金の受取口座(本人名義)番号が分かるもの

## 申告相談日程

### ◆役場申告会場

日時 2月16日(水)～3月15日(火)  
9時～11時30分、13時～16時  
※土・日曜日は除く  
場所 役場2階大会議室

### ◆各地区公民館・集会所

期間	9時～11時30分	13時～16時
2/21 (月)	—	徳丸
22 (火)	大溝	中川原
23 (水)	永田	神崎
24 (木)	横田	出作
25 (金)	東古泉	鶴吉
28 (月)	北川原	大間
3/1 (火)	恵久美	上高柳
2 (水)	塩屋	昌農内
3 (木)	南黒田	西高柳
4 (金)	新立	西古泉
7 (月)	本村	筒井
8 (火)	宗意原	北黒田

## 税務署からのお知らせ

### ご利用ください 振替納税制度

所得税や個人事業者の消費税の納税方法は、振替納税が安心で便利です。

新たに振替納税を希望する場合は、税務署が預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

平成22年分の所得税の振替納付日は4月22日(金)です。

### さらに便利で使いやすく e-Tax

自宅や事務所から申告や納税ができるサービスです。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをそのまま取り込み、電子申告することができます。

e-Taxを使えば①ホームページから簡単申告②最高5,000円の税額控除(19年から21年分までの申告で適用を受けた人は対象外)③添付書類が提出不要④還付金がスピーディーと、大変便利です。詳しくはe-Taxのホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

### にせ税理士に注意

税務相談は、税理士または税理士法人でなければできないことが法律で規定されています。にせ税理士には、くれぐれもご注意ください。

### 松山税務署での確定申告相談

▽期間 所得税2月16日(水)～3月15日(火)、贈与税2月1日(火)～3月15日(火)、消費税・地方消費税～3月31日(木)  
※土・日曜日、祝日を除きますが2月20日(日)、2月27日(日)は実施します。

▽時間 9時～17時  
▽場所 松山税務署(松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎)

▽内容 所得税、贈与税、消費税・地方消費税の申告書類などの作成  
▽持参品 上記の「申告に必要なもの」参照

※本年から、年金受給者などに対する確定申告相談会は実施していませんので、ご了承ください。

●松山税務署  
☎941-9121  
(自動音声案内)